

議長（福田会長）

会議資料 10 ページの議案第 19 号「公共的団体等の取扱いについて」、専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

議案第 19 号「公共的団体等の取扱いについて」ご説明させていただきます。参考資料 10～15 ページも併せてご覧ください。

まず、議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「公共的団体等については、地方自治法第 157 条に規定する総合調整権に基づき、新市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。なお、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。」というものであります。

詳細についてご説明いたします。参考資料 10 ページをお願いいたします。

1 市 3 町における公共的団体等の主な例として、幾つかの団体を掲載させていただきました。参考資料 13 ページ、(1) 先進事例につきましては、新潟市の例のほか 5 市の例を記載させていただきました。

また、14 ページ (2) の関係法令につきましては、記載のとおりですが、合併特例法第 16 条第 8 項では、長期間にわたり合併関係市町単位で各種の公共的団体が存続することは、新市の一体性確立の面からも好ましくないため、合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならないとされております。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 19 号につきまして、専門部会の説明が終わりました。ここでご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。はい、福田委員。

福田（栄）委員（河内町）

11 ページ 20 番の商工会議所、商工会の件についてお尋ねしたいと思います。

宇都宮市と 3 町とでは、(宇都宮市は) 商工会議所、3 町は商工会ということで内容がかなり違うと思いますが、これらの各 3 町の商工会のご意見等、あるいは今後の進め方は小委員会でのどの程度進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（渡辺行政経営課長）

商工会議所と商工会との意見調整についてでございますが、小委員会におきましては、それらの団体とは調整しておりません。この法定協議会におきまして合意が得られましたならば、その後、所管課を通じて各団体に統合するように働きかけてまいりたいと思っております。

ただ、商工会議所と商工会につきましては、現在、法律改正が審議されておまして、これまでは合併時におきまして統合するような形で、暫定的に、統合するまではそれぞれ存立という形でございますが、現在の法案改正の中身につきましては、特別な事情がある場合にはそれぞれ存続してもいいという形での改正案となっております。

福田（栄）委員（河内町）

確認したいのですが、そういうことであれば、各町の商工会の意向を十分尊重するという方向に持っていける可能性はございますか。

議長（福田会長）

はい、事務局。

事務局（渡辺行政経営課長）

はい、商工会と商工会議所につきましては、各団体同士で十分に話し合いをしていたきたいと思います。しております。

福田（栄）委員（河内町）

それでは、これからの検討課題ということによろしいですね。分かりました。

議長（福田会長）

ほかにございませんか。はい、藤江委員。

藤江委員（上河内町）

参考資料の12ページですが、調整の方向性はこのとおりで私は理解、賛同するものですが、例がありまして、33番「その他」で「その他の公共的団体等」とございます。これは列記するのが大変なので、ここで一括りにして「その他」としたものが、あるいは、当然その意味もありますが、ここに列記できなかったものは、例は思いつかないのですが、町独自にあるもの等は、調整の方向性から外れる、一体性を疎外する可能性があるということ、単独で独自に行く方向性しかないのかどうか、その辺を1点お聞きしておきたいと思っております。

議長（福田会長）

はい，事務局。

事務局（渡辺行政経営課長）

「その他」でございますが，私どもで把握しきれなかった部分，ということでございます。といいますのは，公共的団体がたくさんございます。ここに挙げましたのは1市3町で現在把握している団体ということで載せております。

議長（福田会長）

はい，藤江委員。

藤江委員（上河内町）

了解いたしました。1つだけ思いついたのですが，各町に，例えば農業者団体で認定農業者協議会というものがございます。ということになれば，当然33番の中に一つは入ると意味に理解してよろしいでしょうか。会の性格等が正確に分らなければ，そのようなものも含めて……。

議長（福田会長）

はい，事務局。

事務局（河原行政経営部長）

多分，認定農業者の団体は宇都宮市にもあると思いますが，これは任意の団体という位置付けではなかったでしょうか。それらにつきましては，農務でしたら農務の専門部会がございますので，その中で調整を図っていただくということでお願いしております。

全体ではまとめきれないものにつきましては，いろいろな団体がございます。宇都宮市にしかないもの，1つの町にしかないもの。それらにつきましては，それぞれの専門部会で方向性を見出していきたいというのが原則でございます。

藤江委員（上河内町）

ただいまのものは一つの例として申し上げたので，その他幾つかあるとは思いますが，それは専門部会等ということですが，単独でしかないという場合は，任意でやっていくか，当然この方向性から外れると理解してよろしいですね。

事務局（河原行政経営部長）

1つしかない団体と申しましても，それぞれの市なり町なりの実情で，その団体がある部分を担っている場合もございますので，それは専門委員会で十分に必要性を認めた

場合には存続させるということでございます。

藤江委員（上河内町）

ありがとうございました。

議長（福田会長）

現時点で把握している団体であり、なおかつ、法律の規定に基づいて設置されているものが32という捉え方でいいのですか。

事務局（渡辺行政経営課長）

12ページの欄外を見ていただきたいのですが、ここに書いてあります団体等につきましては、法律に根拠があるものということでございます。ここに入っていないものは、自主的に作られた団体でございます。

議長（福田会長）

それが32ですか。

事務局（渡辺行政経営課長）

含めまして、32ということです。

議長（福田会長）

整理しますと、12ページの欄外に箇条書きにかぎ括弧で3つありますけれども、これらは法律に基づく団体、10～12ページは法律に基づくもの、基づかないものを含めて32団体。しかし、まだこの後あるかもしれないということで「その他」として記載しておきます。

ただ、藤江委員からお話のありました認定農業者会、これは宇都宮市にもありますけれども、こういった農業関係、商業関係、工業関係の団体については、専門部会の中で改めて調整していく、ということで進めていくそうでございます。

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

それでは、無いようでございますので、お諮りいたします。議案第19号「公共的団体等の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第19号は原案のとおり決定といたします。